



2023 年 7 月 14 日

各 位

東京都杉並区西荻北二丁目1番11号
株式会社 三栄建築設計
代表取締役社長 千葉 理恵
(コード番号:3228 東証プライム市場)

問合せ先： 執行役員経営企画本部長 榎本 喜明

電話番号： 03-5381-3212

四半期報告書の提出期限延長に関する承認申請書提出のお知らせ

当社は、令和5年8月期第3四半期報告書につきまして、本日付けで、企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15の2第1項に規定する四半期報告書の提出期限延長に関する承認申請書を関東財務局へ提出することについて決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。株主・投資家の皆様をはじめ、取引先及び関係者の皆様には、多大なるご迷惑とご心配をおかけしますことを深くお詫び申し上げます。

記

1. 対象となる四半期報告書

第30期（令和5年8月期）第3四半期報告書（自令和5年3月1日至同年5月31日）

2. 延長前の提出期限

令和5年7月18日

3. 延長が承認された場合の提出期限

令和5年8月15日

4. 四半期報告書の提出期限の延長を必要とする理由

当社は、令和5年6月20日付け及び同月29日の当社各適時開示のとおり、当時オーナー社長であった小池信三氏が、令和3年3月25日、当社が解体工事を発注した業者に対する工事代金として発行した小切手約189万円を、第三者を介すなどして規制対象者に交付した事実（以下「本件」といいます。）を原因として、東京都公安委員会から勧告を受けました。

その後、当社は、令和5年6月22日適時開示のとおり、本件に関する事実の調査、類似する事案の有無に関する調査、コンプライアンス体制及びコーポレートガバナンス体制の状況、原因究明及び再発防止策の提言を目的として、同日付けで第三者委員会を設置しております。その調査は、役職員に対するアンケ

ート調査、ホットラインの設置、デジタルフォレンジック調査、反社データベースの照合調査、関係者へのヒアリング等により行われることとなっております。

監査法人と協議したところ、監査法人からは、現時点において本件自体の金額的重要性は低いとの見解をいただきましたが、当第3四半期レビューにおいては、本件が不当な利益供与に該当するかどうかを判断するとともに、類似取引の有無を確認する必要があるため、第三者委員会の調査結果を踏まえた追加的な監査手続（監査法人によれば、第三者委員会の調査において、勧告対象取引と類似する取引が本件以外にも多数、多額に実施されていたことが判明した場合には、類似事案取引の種類・性質・内容に即したあるべき会計処理を検討するとともに、過去に開示した財務諸表の遡及訂正の要否についても検討を行う必要があります。）が必要である旨の意見をいただきました。

当社は、かかる監査法人の見解を踏まえ、第三者委員会に対し、速やかな調査を要請しているところですが、第三者委員会からは、その調査結果の報告は令和5年8月14日に行う予定であるとの回答を得ており、また、監査法人からは、その調査結果を踏まえ、最終的な四半期レビューの結論審査を行い、同日、四半期レビュー報告書を提出する見込みとの報告を受けております。

以上のことを踏まえ、当社は、四半期報告書の提出期限延長に関する承認申請書を提出することといたしました。

今回の四半期報告書の提出期限延長に係る申請が承認された場合等、今後開示すべき事項が生じた際には、速やかに開示いたします。

以上